

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

堺市社会福祉事業団

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、女性の職業生活における活躍を推進するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2 内 容

目標1 妊娠、出産、育児、介護に関する制度について職員に周知を図り、仕事と家庭の両立に向けた職場環境を整備する。

【数値目標】

女性職員の育児休業の取得率 100%

男性職員の育児休業の取得率 100%

<取組>

令和7年4月～

- 育児休業制度、育児短時間勤務制度、子の看護のための休暇制度、介護休暇制度などの制度を記載した「職員のしおり」を毎年度当初に提供するなど諸制度の周知、啓発を図る。

目標2 年次有給休暇の取得促進と時間外勤務の縮減による総実労働時間の短縮を図る。

【数値目標】

年次有給休暇取得日数 年一人10日以上

所定外労働時間数 月一人20時間未満

<取組>

令和7年4月～

- 各所属において、定期的に年次有給休暇の取得状況の把握と計画的、確実な取得について周知、徹底を図る。
- 各所属において、毎月の時間外勤務の実施状況を把握、確認するとともに、ノー残業デーの実施、時間外勤務の事前命令、特定職員へ偏在の解消等の周知、徹底を図り、時間外勤務縮減

に取り組む。

目標 3：職員が働きやすい職場環境づくりのためにハラスメント防止対策を推進する。

<取組>

令和 7 年 4 月～

- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメントの防止対策、対応について策定した「職場におけるハラスメント防止に関する基本方針」の周知・徹底を図ることにより、職員の働きやすい職場環境をつくる。
- 職場におけるハラスメントの相談窓口として、内部相談窓口及び外部相談窓口を設置し、相談者の意向に応じて相談ができるよう、より相談しやすい環境を整備する。